

東日本大震災

じちろうNEWS

発行所

自治労地震対策本部

東京都千代田区六番町 1

TEL 03-3263-0262

FAX 03-5210-7422

3月11日に発生した地震により、被害を受けた全ての皆さまに心からお見舞い申し上げます。自治労は今回の未曾有の大災害に対し、3月30日に決定した「自治労復興支援活動計画」に基づき4月11日から被災地支援行動を開始しています。

7月10日まで支援活動延長決定

自治労は、岩手、宮城、福島に対して4月11日から人的支援を始め、すでに第5グループまでの1367人が現地支援を行っている。現在は第6グループ301人が支援活動を行っている（5月15～22日）。当初は6月5日を一区切りとする予定でこの間3県本部と協議を行ってきた。その結果、派遣する支援組合員を現在の1グループ275人から112人に縮小して、派遣期間を7月10日（日）まで延長することとした。被災地の復旧・復興に向け引き続きの支援をお願いします。

大震災、原子力災害で政府に要請

自治労は東日本大震災および原子力災害に関して、原子力災害対策本部、総務省、厚生労働省に対して5月19～20日にかけて要請を行った。自治労からは徳永委員長、加藤副委員長らが出席し、原子力災害対策本部は福山官房副長官、総務省は鈴木副大臣、厚生労働省は小林政務官が対応した。要請行動には福島県本部の今野書記長も出席し、大震災、原子力災害の状況説明を行った。原子力災害対策本部には、原子力災害に関わって①正確でわかりやすい情報提供、②政府の情報発信のあり方の改善、③コミュニティを維持した避難所の地域選定、④義援金の配布への国の業務支援と東電の仮払い補償金等の事務手続きへの対応、⑤風評被害・人権侵害への対応、⑥避難住民を受け入れた自治体への財政支援、⑦避難指示区域内等の自治体への人的支援、財政支援の強化、⑧放射線対策、などを要請した。総務省には、①自治体の復旧・復興への財政支援、②自治体業務の全国的な支援体制の確立、などを要請した。厚生労働省には、①休業・離職を余儀なくされた労働者に対する生活支援・雇用対策、②医療機能維持のための長期間の職員派遣を行うシステムの構築、③被災者や自治体職員、ボランティアなどに対するメンタルケア、などについて要請した。



福山官房副長官（中央）、今野福島県本部書記長（左から2番目）、徳永委員長（右）